

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則について

1. 改正理由

令和 5 年 10 月 24 日に臨時国会において、大麻取締法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が成立した。

改正法による大麻取締法の改正は 2 段階施行とされており、そのうち 1 段階目において「大麻草採取栽培者」と改正をした文言を「第一種大麻草採取栽培者」と「第二種大麻草採取栽培者」（国免許に移行）に改める等の 2 段階目部分に係る法改正に伴い、使用料及び手数料条例の一部を改正し、同条例別表第一に規定する大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）に基づく事務に係る大麻草採取栽培者免許申請手数料等を第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料等に改正することから、これらの手数料を千葉県収入証紙により納入することを定めている使用料及び手数料条例施行規則別表第二第二十四号の規定における大麻草採取栽培者免許申請手数料等の文言をあわせて改正した。

2. 改正内容

別添新旧対象表のとおり

3. 施行期日等

（１）施行期日

この規則は令和 7 年 3 月 1 日から施行した。ただし、（２）の準備行為に係る規定については、公布の日（令和 6 年 12 月 24 日）から施行した。

（２）準備行為

附則第二項において、改正法の施行前においても第一種大麻草採取栽培者の免許申請ができる旨の規定を定めた。

2 段階の改正に係るイメージ図

	現状	改正（１段階目）	改正（２段階目）
知事免許	大麻栽培者 大麻研究者	大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者 第二種大麻草採取栽培者
大臣免許		大麻草研究栽培者	大麻草研究栽培者
知事免許	麻薬研究者	麻薬研究者	麻薬研究者